

神戸市外国語大学教学情報委員会規則

2023年4月1日

規則第72号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学（以下「本学」という。）におけるインスティテューショナル・リサーチ（以下「IR」という。）を担う組織として、学長のもとに神戸市外国語大学教学情報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、学内外の教育研究等にかかる情報の収集及び分析等を行うことにより、本学の大学運営の計画策定や意思決定を支援することを目的とする。

(委員の構成)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 副学長のうち、学長が指名する1名
- (2) 専任教員のうち、第1号の副学長が指名する者
- (3) 事務職員のうち、学長が指名する者

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名された委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(業務)

第6条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学の意思決定に資する情報の収集・分析に関すること
- (2) 学内で行う調査等の支援に関すること
- (3) 自己点検・評価及び計画策定に資する情報の提供に関すること
- (4) その他、IRの推進のために必要なこと

(情報の収集)

第7条 委員会は前条各号に掲げる業務の必要に応じて、本学の関係部署に対して情報の提供を求めることができる。

2 前項の規定により受領した情報については、別に定める要領により適切に取り扱うものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、大学事務局総務グループが行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 神戸市外国語大学教学情報委員会規程（2021年11月規程第4号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、2025年8月1日から施行し、2025年4月1日から適用する。